



基安労発 0717 第 1 号  
平成 30 年 7 月 17 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長

「障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）」  
の周知について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、治療と仕事の両立支援に関する事業主向け助成金制度については、平成 29 年度に障害者雇用安定助成金において創設し、治療と仕事の両立に向けた環境整備を行う事業主への支援に取り組んでいるところです。

今年度からは、コースの名称を「障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）」（以下「治療と仕事の両立支援助成金」という。）に変更するとともに、より一層の利便性の向上を図るため、支給要件等を見直しました。

具体的には、労働者の障害や傷病の治療と仕事を両立させるための柔軟な勤務制度や休暇制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業主に対する助成（環境整備助成）と、反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者のために、両立支援コーディネーターを活用して社内制度を運用し、就業上の措置を行った事業主に対する助成（制度活用助成）を設け、支給額も拡充しております。

つきましては、貴殿におかれましても、上記趣旨を御理解いただき、関係者等に対する治療と仕事の両立支援助成金の周知につき特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。